

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

整理番号	184	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	184)			提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

不活動宗教法人のみなし解散を可能とすること

提案団体

宮城県、仙台市、南三陸町、秋田県、福島県、新潟県、広島県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している不活動宗教法人について、公益法人と同様に、長期間登記がなされない場合、みなし解散とするよう、宗教法人法の「第6章解散」に、「休眠宗教法人のみなし解散」及び「宗教法人の継続」の条項を追加すること。

具体的な支障事例

【現状】
宗教法人については、代表役員の不存在等の理由により、実態として宗教活動は行っておらず、法人格のみ存在している法人も少なからず存在しており、当県でも不活動宗教法人と判断した法人のうち半数以上の法人で、代表役員の死亡が確認されている。このような不活動宗教法人を放置した場合には、第三者により法人格を不正に取得され、脱税などの行為に悪用される可能性があるなど、その解消が急務であり、社会的な課題となっている。

法定受託事務として、各都道府県は宗教法人に係る認証事務等を所管しており、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応については国からも強く求められているところであるが、解散に至るまでの手続きが煩雑であることや人員不足等から、これまで取組が進んでいない状況である。

【支障事例】
不活動宗教法人の解消を任意解散等により進める場合は、法人関係者の協力が不可欠であるが、既に死亡しているなど、連絡可能な役員や関係者が少なくなっていることも多く、その場合の任意解散等は非常に困難なものとなる。また、法人による任意解散等が難しい場合、所轄庁が裁判所に解散命令請求を行うことになるが、必要書類の収集や清算人の選任、残余財産の処分等の清算手続きが難航する場合には、膨大な時間と労力が必要となる。

【支障の解決策】
代表役員死亡後も長期間登記がなされないなど、一定の要件を満たす不活動宗教法人を解散したものとみなすことで、解散に至るまでの事務負担を軽減できると考える。

【類似の制度】
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条において、5年以上登記の変更がなく、法務大臣による官報公告の後、必要な手続きを取らなかった場合、みなし解散となる旨が規定されており、休眠法人の整理が図られている。

【新たな社会情勢の変化等】
令和4年度に、事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の確実な実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性に関する答弁があった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不活動宗教法人と認定された法人のうち、代表役員不存在の状況にありながら、長期間登記がなされない法人等についての整理がなされることで、第三者による法人格の不正取得等を未然に防ぐことが可能となり、所轄庁においては、自主的な解散や活動再開を模索する法人の対応に注力することが可能となる。

根拠法令等

宗教法人法第 49 条第 2 項、第 50 条第 3 項、第 81 条第 1 項第 4 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

○当県においても、代表役員が死亡し、連絡可能な役員や関係者が不明で、任意解散が困難と思われる不活動法人がある。当県が裁判所に解散命令請求を行うほか整理する方法がない可能性が高いが、法人名義の不動産があり残余財産の処分を要するため、時間的にも労力的にも多くの課題が予想される。

各府省からの第 1 次回答

法人制度の目的や仕組みは、各法人によって異なっており、一般社団法人及び一般財団法人と宗教法人とでも、例えば役員の任期に関する規定の有無等に違いがあることから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみなし解散制度を宗教法人法にも一律に設けることは、適当ではない。

また、宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねるものであり、所轄庁による宗教法人の権利能力の制限を容易にするのみなし解散制度を設けることについては、憲法も踏まえた慎重な検討が必要である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のみなし解散に関する規定を宗教法人法に一律に設けることを趣旨とするものではなく、同法の規定を参考とするものの、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で実現可能な宗教法人独自のみなし解散制度の創設を求めるものである。

「休眠宗教法人のみなし解散」の規定については、登記事項である「代表権を有する者」が死亡しており、かつ、「事務所の所在場所」に事務所が存在しない状態が一定期間（例えば、5 年間）継続していることなどが「休眠宗教法人」の定義として考えられる。また、みなし解散した「宗教法人の継続」の規定については、法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性の維持の観点から、宗教法人法第 80 条と同様の手続によることが考えられる。

この点、代表者や事務所を欠いているかどうかは、客観的な判断が可能であることから、所轄庁による恣意的な運用のおそれはない。また、それらを長期にわたって欠いている法人は、自主的・自律的な運営が不可能な状態であり、法人格の形骸化が明らかであるから、当該法人に法律上の能力を与えておくことは不適切である。

そのような法人に対しては、現行制度では所轄庁が解散命令請求を行うことが考えられるが、必要書類の収集や残余財産の処分等の手続に時間を要することがあり、その間、当該法人は法人格が悪用されるリスクが高い状態で存続することになる。

そのため、不活動宗教法人のうち、自主的・自律的な運営に委ねることができない「休眠宗教法人」については、「みなし解散」として整理することを可能とし、法人格が悪用されるリスクの低減を図ることが必要であると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

みなし解散の対象となる宗教法人として、「登記事項である『代表権を有する者』が死亡しており、かつ、『事務所の所在場所』に事務所が存在しない状態が一定期間（例えば、5年間）継続していること」などの要件が提案されているところ、このうち事務所の存在の有無については、現行の宗教法人法における解散命令請求の要件とされていない事項であり、両者の整合性が問われることとなる。

また、一般社団法人・一般財団法人や株式会社におけるみなし解散制度は、法律で一般社団法人等の理事等に任期の定めがあり、一定期間ごとに变更登记を行う義務が課されており、この登記が一定期間なされない一般社団法人等に対して登記官が職権で解散の登記を行う仕組みであるが、宗教法人制度には一定期間ごとに变更登记を行う義務は課されておらず、提案にある事項の事実関係を確認する主体が必要となり、解散命令請求と同様、所轄庁による事実確認の必要が生じることとなる。その際、必ずしも登記情報が最新のものとは限らないため、所轄庁が不活動の事実認定を誤認なく行うためには、登記情報を見るだけでなく、住民票等の事実関係に係る必要書類の収集や現地訪問等が別途必要となるところ、所轄庁による解散命令請求に係る手続きと同等の負担が生じるものと考えられる。

さらに、宗教法人の活動の実態を把握するためには、提案にある事項以外の事項についても確認する必要があるところ、仮に提案にある事項のみをもってみなし解散とするならば、実態としては不活動状態でない宗教法人であっても、行政の裁量によってみなし解散させることにもなりかねない。

以上を踏まえると、司法の判断を仰ぐことなく、行政の判断によって宗教法人を解散したものとみなす制度を設ける立法については、憲法における信教の自由等を踏まえた慎重な検討が必要である。

一方で、不活動宗教法人の確実な把握と迅速な対応の重要性については、提案団体の指摘の通りであり、必要書類の収集や残余財産の処分等の対応のため、費用や人員の確保が課題となることも承知している。このため、文化庁においては、令和5年度より、不活動宗教法人対策推進事業（令和6年度予算は約3億円）を確保し、一部の提案団体からは申請がされていないものの、各所轄庁が不活動宗教法人対策のために必要な費用について10/10の補助を行っているところであり、当該補助事業については次年度以降も引き続き要求を予定している。

また、不活動宗教法人対策推進事業について、令和7年度も予算計上された場合には、オンラインでの募集説明会を開催し、当該補助事業の活用を促すとともに、弁護士への委託事例等、これまでの補助金を活用した事例の共有化を図り、より効果的な対策の実施に資するようにして参りたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【文部科学省】

（11）宗教法人法（昭26法126）

解散命令の手続（81条）については、都道府県の事務負担の軽減のため、令和6年度から、国が都道府県に全額補助する仕組みを構築している不活動宗教法人対策推進事業の内容等に係る都道府県の担当者向け説明会を開催するとともに、補助金を活用した弁護士等への委託事例を都道府県に令和7年中に周知する。